

# 入札公告（説明書）

平成 29 年 2 月 27 日  
東日本高速道路株式会社北海道支社  
支社長 川添 卓司

次のとおり条件付一般競争入札に付します。

なお、本件競争入札については、あらかじめ東日本高速道路株式会社（以下「NEXCO 東日本」という。）が配布した入札者に対する指示書、仕様書等の契約図書その他関係法令に定めるもののほか、この『入札公告（説明書）』に記載のとおり実施します。

## 第 1 基本事項（調達手続の概要）

- |       |   |  |
|-------|---|--|
| 1-1.  | 契約件名（工事名）   | 道央自動車道 千歳川大橋床版取替工事   |
| 1-2.  | 契約責任者   | NEXCO 東日本 北海道支社 支社長 川添 卓司  |
| 1-3.  | 契約担当部署  | NEXCO 東日本 北海道支社 技術部 調達契約課<br>(住所) 〒004-8512 札幌市厚別区大谷地西 5 丁目 12 番 30 号<br>(電話) 011-896-5777   |
| 1-4.  | 競争契約の方法   | 条件付一般競争入札  |
| 1-5.  | 競争参加資格の確認   | 事前審査方式（通知型）  |
| 1-6.  | 入札の方法   | 電子入札   |
| 1-7.  | 落札者の決定方法  | 総合評価落札方式（技術提案評価型【施工体制確認型併用】）   |
| 1-8.  | 入札前価格交渉の有無  | 有  |
| 1-9.  | 単価表の提出  | 必要 ... 入札者に対する指示書[13]を参照のこと  |
| 1-10. | 単価協議  | 有 ... 入札者に対する指示書[26]を参照のこと   |
| 1-11. | 入札保証  | 不要 ... 入札者に対する指示書[15]を参照のこと  |
| 1-12. | 履行保証  | 必要 ... 入札者に対する指示書[29]を参照のこと  |
| 1-13. | 契約書の作成  | 必要（作成方法については落札者と協議する）...入札者に対する指示書[30]を参照のこと   |
| 1-14. | 契約図書  |  |
| (1)   | 本件工事請負契約の内容となる契約図書は次のとおりとする。  |  |
|       | なお、本件競争入札に参加を希望する者（以下「競争参加希望者」という。）及び契約責任者は、契約図書に拘束されることとし、その定める事項を遵守しなければならない。 |  |
|       | 入札公告（説明書）   | 本書   |
|       | 標準契約書案  | <a href="http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/">http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/</a><br>【土木工事契約書】を使用すること                |
|       | 入札者に対する指示書  | <a href="http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/">http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/</a><br>【電子入札】を使用すること                   |
|       | 共通仕様書   | <a href="http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/">http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/doc_download/</a><br>【土木工事共通仕様書（平成 28 年 7 月）】を使用すること |

特記仕様書	<a href="http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/">http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/</a>
その他契約(発注用)図面等	<a href="http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/">http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/</a>
金抜設計書	<a href="http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/">http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/electron/</a>
競争参加資格確認申請書	技術資料作成説明書の様式1のとおり
入札書	電子入札システムの様式のとおり

単価表 上記の金抜設計書により作成する

- (2) 競争参加希望者は、上記(1)に示す契約図書について内容を十分に確認し理解する必要がある、その内容を承諾のうえで本件競争入札に参加しなければならない。
- (3) 競争参加希望者は、上記(1)の から に示す契約図書については、NEXCO 東日本のホームページよりそれぞれダウンロードして取得すること。
- (4) 競争参加希望者は、上記(1)の から に示す契約図書については、NEXCO 東日本の電子入札システムにログインした上でダウンロードして取得すること。

ただし、やむを得ない事由により、上記交付方法による取得ができない競争参加希望者に対しては、契約責任者が指定する方法(CD-R 配布等)により交付するので、記 1-3.契約担当部署へその旨申し出ること。

契約図書の交付期間は、平成 29 年 2 月 27 日(月)～平成 29 年 3 月 28 日(火)までとする。

## 第 2 調達手続に付する事項(工事概要)

### 2-1.工事概要

- (1) 工事場所 自)北海道江別市元野幌  
至)北海道江別市江別太
- (2) 工事内容 本工事は、道央自動車道 江別西 I C ~ 江別東 I C 間に位置する千歳川大橋(下り線)において、老朽化した既設床版を撤去し、新たにプレキャスト床版を設置するものである。
- (3) 工事概算数量 詳細設計 1 式  
床版取替工 約 3,900 m<sup>2</sup>
- (4) 工期 契約保証取得の日の翌日から 600 日間

## 第 3 調達手続に参加するための条件等

### 3-1.競争参加資格

本件競争入札に参加することのできる者(以下「入札者」という。)は、次に示す事項を全て満たす者とし、記 3-3.に示す「競争参加資格確認申請書」(以下「申請書」という。)を契約責任者に提出した競争参加希望者のうち、契約責任者が競争参加資格があると認めたとする。

- (1) 審査基準日(記 3-3.に示す「申請書」の提出期間の最終日をいう。以下同じ。)において、NEXCO 東日本の契約規程実施細則第 6 条(入札者に対する指示書[2]を参照のこと)の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 29 年 3 月 31 日に、工事種別「PC 橋上部工工事」又は「鋼橋上部工工事」に係る NEXCO 東日本の『平成 27・28 年度工事競争参加資格』を有する者(会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、対象工事の工事種別に係る競争参加資格の再認定を受けていること。)で、かつ当該工事種別に係る『等級 A 又は B』に格付けされている者であること(上記の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に当該工事種別の等級に格付けされている者であること。)

- (3) 審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと（ただし、当該申立てに係る手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記(2)に示す条件を満たす場合を除く）
- (4) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、NEXCO 東日本から「地域 1（北海道支社が所掌する区域）」において競争参加資格停止を受けていないこと（NEXCO 東日本が「地域 1（北海道支社が所掌する区域）」において講じた競争参加資格停止期間（期首及び期末の日を含む）との重複がないこと）
- (5) 審査基準日において、平成 13 年度以降に元請として完成及び引渡し完了した下記同種工事の施工実績を有すること。

ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が 20%以上である場合に限り施工実績として認める。

同種工事 a 道路橋において、下記の、のどちらかの施工実績を有すること  
 プレキャスト PC 床版又は場所打ち PC 床版による床版の新設又は取替を実施した工事  
 PC 上部構造をプレキャストセグメント工法により新設した工事

同種工事 b 高速道路又は高速道路以外の自動車専用道路において車線規制（車線減少規制又は片側交互通行規制）を実施した工事

なお、同種工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。

また、記載した工事が、次のイ)又はロ)に該当する工事は施工実績として認めない。

イ)NEXCO 東日本又は旧日本道路公団の工事については、評定点合計が 65 点未満の工事

ロ)上記以外の高速道路会社、国又は地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定の点数未満であるため当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事

- (6) 入札公告の前年度から起算した過去 2 年間に於ける当該工種の工事成績の平均点が 2 年連続で 65 点未満でないこと。
- (7) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、下記に示す施工（調査等）管理業務の請負人、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該請負人、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者として、本工事若しくは調査等の発注に参与した者でないこと、又は現に下記に示す施工（調査等）管理業務の請負人、当該施工（調査等）管理業務の担当技術者の出向・派遣元又は当該請負人、担当技術者の出向・派遣元と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
- なお、「資本若しくは人事面において関連がある者」とは、次のいずれかに該当する者である。
- 1) 当該請負人若しくは担当技術者の出向・派遣元の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。
  - 2) 当該請負人若しくは担当技術者の出向・派遣元の代表権を有する役員が代表権を有する役員を兼ねている者。

・施工（調査等）管理業務の請負人

・岩見沢管理事務所管内 施工管理業務（請負人：パソコン技術管理株式会社）

- (8) 審査基準日から入札・開札を経て落札者決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取るとは、入札者に対する指示書 1[1]「入札手続の公正性・透明性の確保に関するお願い」の(1)の記載に抵触するものではないことに留意すること。

資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、子会社（会社法第 2 条第 3 号に規定する子会社をいう。以下、この 資本関係の記

載中において同じ。)又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

1) 親会社(会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下、この資本関係の記載中において同じ。)と子会社の関係にある場合

2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ただし、1)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

1) 一方の会社の役員(以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下、この人的関係の記載中において同じ。)が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

2) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人(以下に掲げる定義に該当する者をいう。)を現に兼ねている場合

【役員 の 定義】

) 会社の代表権を有する取締役(代表取締役)

) 取締役(社外取締役を含む。ただし、委員会等設置会社の取締役を除く。)

) 委員会等設置会社における執行役又は代表執行役

【管財人の定義】

会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人

その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記又はと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

3-2. 競争参加資格確認申請書の作成

(1) 競争参加希望者は、次に示す申請書を作成しなければならない。また、作成にあたっては、別添「技術資料作成説明書」に従うこと。

申請書(様式)			記載事項
競争参加資格確認申請書(様式1)			必要事項を記載のうえ記名すること その他補足事項については、入札者に対する指示書[9][3]を参照のこと
技術資料 (様式2)	企業に求める実績等	企業の同種工事の施工実績	記3-1.(5)に示す「同種工事」を満たす施工実績を記載すること
暴力団排除に関する誓約書			入札者に対する指示書様式3-1、3-2に基づき作成すること

(2) 競争参加希望者は、申請書の作成にかかる留意事項及び補足事項として、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。

3-3. 競争参加資格確認申請

(1) 競争参加希望者は、本件競争入札に参加するため、次に示すとおり競争参加資格確認申請を行わなければならない。

提出期間 入札公告の翌日から平成29年3月28日(火) 午後4時まで

提出場所 記1-3. 契約担当部署

提出方法 電子入札システム(提出期間内に必着)

申請書類の総容量が2MBを超える場合など電子入札システムによれない場合は、入札者に対する指示書[9]を参照のこと。

提出書類 記3-2. 競争参加資格確認申請書の作成により作成した「申請書」

(2) 入札者は、競争参加資格確認申請にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[9][2]を参照のこと。

### 3-4. 競争参加資格の確認

- (1) 契約責任者は、競争参加希望者からの競争参加資格確認申請に基づき、当該競争参加希望者の競争参加資格の有無その他必要な事項について確認を行い、次に示すとおりその確認結果を通知する。

確認結果通知予定日 平成 29 年 4 月 5 日（水）

- (2) 上記(1)に示す確認結果通知の内容に疑義がある競争参加希望者は、契約責任者に対し、その説明請求をすることができる。（様式 6）

なお、説明請求にかかる事項については、当該確認結果通知において示す。

- (3) その他競争参加資格の確認にかかる留意事項として、入札者に対する指示書[10]及び[11]を参照のこと。

## 第 4 総合評価落札方式

### 4-1. 総合評価落札方式の概要

総合評価落札方式（技術提案評価型【施工体制確認型併用】）とは、記 3-4. 競争参加資格の確認において競争参加資格があると認められた入札者から提出された技術提案書について、その提案内容に基づき技術的な評価（技術提案評価）と品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、提案内容を含む施工内容の確実な実現性に基づき評価（施工体制評価）の技術評価と契約制限価格の制限の範囲内で入札を行った入札者の入札価格に基づく価格評価をそれぞれ行い、これらを総合的に評価することにより NEXCO 東日本にとって最も有利な者を落札予定者と決定する方式をいう。

なお、落札予定者の決定方法は、記 6-3. 落札予定者の決定に示す。

### 4-2. 技術評価の評価項目等

技術評価を行うため入札者に提出を求める技術提案書及び施工体制に係る評価項目及び配点は次のとおりとする。

#### 1) 技術提案等に関する技術評価点

評価項目			配点
技術提案	評価項目	プレキャスト PC 床版の品質を向上させるための提案（製作時、現場設置時の留意点など）	10 点
	評価項目	現場施工時における高速道路を走行する一般車両への安全対策に関する提案	10 点
技術評価点（満点）			20 点

#### 2) 施工体制に関する施工体制評価点

評価項目	配点
品質確保の実効性	5 点
施工体制確保の確実性	5 点
技術評価点のうち施工体制評価点（満点）	10 点

### 4-3. 技術提案書の作成

- (1) 入札者は、次に示す「技術提案書」を作成しなければならない。また、作成にあたっては、別添「技術提案書作成説明書」に従うこと。

申請書（様式）	作成にかかる留意事項
(様式-提案 1) 技術提案書（1/2）	必要事項を記載のうえ記名すること
(様式-提案 2) 技術提案書（2/2）	技術提案は、評価項目ごとに 2 つ以内とする。 技術提案書は、1 つの技術提案ごとに A4 サイズ 1 頁以内で作成すること。

	<p>技術提案の内容を補足する図面等がある場合は、評価項目ごとに A4 又は A3 サイズ 1 頁に限り添付することができる</p> <p>提案は、1 施工技術を用いた内容で 1 提案とする。また、複数技術を組み合わせなければ効果が発揮できないなど、一体不可分の内容となっている場合は、1 提案とみなす。ただし、以下の例のような提案は複数提案とみなす。</p> <p>【提案例（複数提案と認められる例）】</p> <p>トンネルを含むコンクリート構造物の品質向上に関する提案  提案内容：       の品質向上対策を実施するため、       を行い、                    を行い、更に       を行う。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>注)       、       がそれぞれ独立した施工内容で一体不可分でない場合、1 提案内に複数提案があるとみなす。</p> </div>
--	--

#### 4-4. 技術提案書の提出

- (1) 入札者は、技術提案の有無にかかわらず、次に示すとおり技術提案書の提出を行わなければならない。

提出期限	平成 29 年 4 月 14 日（金）午後 4 時まで
提出場所	記 1-3. 契約担当部署
提出方法	書留郵便又は信書便（提出期限までに必着）
提出書類	技術提案書（様式-提案 1、様式-提案 2）正 1 部、副 1 部

#### 4-5. 技術提案の内容に関するヒアリング等

- (1) 技術提案が有るとして技術提案書の提出を行った全ての入札者に対し、個別に、技術提案の内容にかかるヒアリング（技術交渉）を行うので、入札者はこれに応じなければならない。
- (2) ヒアリングの実施日時は、平成 29 年 4 月 17 日（月）から平成 29 年 5 月 12 日（金）までの間を予定しており、詳細な日時、参加者等については、申請書（様式 1）に記載された入札者の担当者宛て別途連絡を行う。
- (3) ヒアリングの結果、NEXCO 東日本が入札者に対し技術提案の改善を求めた場合又は入札者から技術提案の改善希望があった場合、入札者は、次に示すとおり改善技術提案書を提出するものとする。

提出期限	平成 29 年 5 月 23 日（火）午後 4 時まで
提出場所	記 4-4. 技術提案書の提出のとおり
提出方法	記 4-4. 技術提案書の提出のとおり
提出書類	改善技術提案書（様式-提案 1、様式-提案 2）正 1 部、副 1 部

#### 4-6. 技術提案書の採否の確認等

- (1) 契約責任者は、入札者からの技術提案書（又は改善技術提案書）に基づき、当該入札者の技術提案書の採否について確認を行い、次に示すとおりその確認結果を通知する。

確認結果通知予定日 平成 29 年 5 月 31 日（水）

- (2) 上記(1)に示す確認結果通知の内容に疑義がある入札者は、契約責任者に対し、その説明請求をすることができる。

なお、説明請求にかかる事項については、当該確認結果通知において示す。

- (3) 契約責任者は、上記(1)において技術提案書の採否の確認の他、採用するとした技術提案書の内容を次に示す基準に基づき評価する。

なお、評価した内容は、落札者決定後入札状況調書において公表を行う。

評価	評価基準	評価点
優	・内容が具体的で確実な効果が期待できる優れた提案である	10点
良上	・優と良の中間の提案である	7.5点
良	・内容が具体的で効果が期待できる優れた提案である	5点
良下	・良と可の中間の提案である	2.5点
可	・内容が標準案と同程度であり効果が期待できない提案である	0点
提案無 不採用	・技術提案書に技術提案を「無」で提出し、かつ、標準案による施工の意思を示している。 ・技術提案が不採用となり、かつ、不採用の場合に標準案による施工の意思を示している。	

技術提案の評価は、提案ごとに各評価者が上表の評価基準に基づき行い（採否及び評価点の付与）以下に示す方法で評価点を算出する。

各評価者の評価値の合計を評価者数で除して、各提案の評価値とする（小数第4位以下切り捨て）

各提案の評価値の合計を求めた提案数で除して各評価項目の評価値とする（小数第4位以下切り捨て）

各評価項目の評価値を合計して、技術提案の評価点とする。

#### 留意事項

求める評価項目の記載内容の全て又は一部が、本工事の設計図書に適合しない、関係法令に抵触する若しくは本工事で採用できない場合、当該記載内容を不採用とする。

求める評価項目の全てを不採用とした場合、提出された技術提案書で示されている不採用の場合の意向に従い対処する。

記載内容の一部を不採用とした場合、当該箇所を除いた記載内容に対して評価値を付与する。

不採用とした以外の全ての記載内容は履行義務を負うものとする。

記載された技術提案数が求めた提案数に満たない場合でも、提出された技術提案の評価を行い、欠格としない。

求めた提案数を超えた提案数が記載されている場合、記載順に求めた提案数で評価を行い、求めた提案数を超えて記載された提案は評価対象としない。ただし、評価対象としない提案についても採否の評価を行い、不採用とされたものを除いて履行義務を負うものとする。

技術提案を不採用としたことにより提案数が求めた提案数に満たなくなった場合も、残る技術提案の評価を行い、欠格としない。

添付資料を参照しないと当該技術提案の評価が不可能である場合、当該技術提案は不採用とする。

技術提案の記載内容と添付資料に齟齬がある場合、添付資料は評価には用いない。

1つの技術提案が、複数の施工技術を用いた内容であると認められる場合は、当該技術提案は評価の対象とせず、不採用として取り扱う。

過度なコスト負担を要すると判断した技術提案は、より優れた提案であっても、過度なコスト負担を要しない提案より優位な評価としない。

#### 4-7. 施工体制確認

施工体制の確認は、どのように施工体制を構築し、その体制が品質確保の実現性・確実性の向上につながるかを確認するため、開札後に、原則として、契約制限価格の範囲内の価格で入札した全ての入札者に対して入札時に提出された単価表や追加で求める資料（施工体制確認資料）に基づき

施工体制確認のためのヒアリング（施工体制確認ヒアリング）を実施する。

#### 4-8. 施工体制確認資料の提出要請

入札者のうち、その入札価格が「工事における低入札価格調査について（要領）」（以下「低入札調査要領」という。）1-3に規定する調査基準価格に満たない者に対して、施工体制確認資料の提出を求める。

なお、施工体制確認資料の提出要請は、記6-2. の開札の後、平成29年6月23日（金）午後4時までに入札者（入札者が申請書に記載した担当者）宛て電子メール等により要請する。

#### 4-9. 施工体制確認資料の作成

記4-8により施工体制確認資料の提出要請を受けた入札者は、低入札調査要領2-3-2.(1). に規定する求める調査資料のうち、下表に示す様式を作成するものとする。

様式番号	資料名称
様式1	施工体制確認資料の提出について （留意事項） 「低入札価格調査資料の提出について(重点調査)」を「施工体制確認資料の提出について」に書換 「代表取締役名及び代表取締役押印」は削除 「3. 提出書類の様式番号・資料名称」は「以下の内容」に書換
様式3-1	入札金額に対応した単価表又は工事費内訳書の明細書
様式3-2	現場管理費の内訳書
様式4	コスト縮減額調書
様式5	下請予定業者一覧表
様式6	配置予定技術者名簿
様式9-2	資材購入予定先一覧
様式10-2	機械リース元一覧
様式11-1	労務者の確保計画
様式11-2	工種別労務者配置計画
様式12-1	建設副産物の搬出地
様式12-2	建設副産物の搬出に関する運搬計画書
様式13	資材等の搬入に関する運搬計画書
様式14-1	品質確保体制（品質管理のための人員体制）
様式14-2	品質確保体制（品質管理計画書）
様式14-3	品質確保体制（出来形管理計画書）
様式15-1	安全衛生管理体制（安全衛生教育等）
様式15-2	安全衛生管理体制（点検計画）
様式17	施工体制台帳

#### 4-10. 施工体制確認資料の提出

施工体制確認資料の提出要請を受けた入札者は、施工体制確認資料を、次のとおり提出するものとする。

資料の提出期限	平成29年6月28日（水）午後4時まで
資料の提出場所	記1-3. 契約担当部署
資料の提出方法	書留郵便、信書便、持参又は電子メール（提出期限までに必着）
その他	施工体制確認資料は提出期限以後の修正及び再提出は認めない。 また、資料の提出期限までに資料の提出がされない場合は当該者の施工体制は記4-12.(1)において不適と判断し、当該者が行った入札を無効とする。



#### 4-11. 施工体制確認ヒアリング

- (1) 契約制限価格の範囲内で入札を行った全ての入札者に対し、原則として、入札時に提出された単価表や施工体制確認資料に基づき施工体制確認ヒアリング（技術交渉）を行うので、入札者はこれに応じなければならない。
- (2) ヒアリング日時及び方法は、申請書に記載された入札者の担当者宛て別途連絡する。  
ヒアリングへの出席者は、施工体制確認資料（様式 6）に記載した配置予定技術者（現場代理人・監理技術者・主任技術者のいずれかの者）のうち少なくとも 1 名を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で 4 名とする。  
なお、ヒアリングに応じない場合は、当該者の施工体制は 4-12.(1)において不適と判断し、当該者が行った入札は無効とする。

#### 4-12. 施工体制確認の評価（施工体制評価点）

- (1) 契約責任者は、施工体制確認ヒアリングの実施後、施工体制確認の評価を次に示す基準に基づき評価する。  
なお、評価した内容は、落札者決定後に入札状況調書において公表を行う。

評価項目	評価基準	評価点
品質確保の実効性	工事の品質確保のための適切な施工体制が十分確保され、設計図書等に記載された要件をより確実に実現できると認められた場合	5 点
	工事の品質確保のための適切な施工体制が概ね確保され、設計図書等に記載された要件を確実に実現できると認められた場合	2 点
	資料が全部又は一部未提出の場合、ヒアリングに応じない場合 など	不適
施工体制確保の確実性	工事の品質確保のための施工体制の他、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が十分確保され、設計図書等に記載された要件をより確実に実現できると認められた場合	5 点
	工事の品質確保のための施工体制の他、必要な人員及び材料が確保されていることなどにより、適切な施工体制が概ね確保され、設計図書等に記載された要件を確実に実現できると認められた場合	2 点
	資料が全部又は一部未提出の場合、ヒアリングに応じない場合 など	不適

- (2) 施工体制確認の評価の結果に応じて、次に示す算出式により技術評価点を算出するものとする。

$$\text{技術評価点} = \text{技術提案の評価点} \times (\text{施工体制評価点} / 10 \text{ 点}) + \text{施工体制評価点}$$

## 第 5 入札前価格交渉方式

### 5-1. 入札前価格交渉方式の概要

入札前価格交渉方式とは、NEXCO 東日本が金抜設計書の摘要欄に「交渉対象」と記載した項目について、入札者から見積書の提出を求め見積書提出後 NEXCO 東日本と入札者との間で、見積書に記載された内容が、設計図書の性能・機能や施工条件等を満たす条件で算定されたものであるか、適正な算出方法により算定されたものであるかについて交渉を行い、その結果に基づき、変更の有無に係らず最終見積書の提出を求め、NEXCO 東日本が最も適正な価格であると認めた最終見積書を活用することを基本として契約制限価格の設定を行う方式をいう。

## 5-2. 当初見積書の提出

入札者は、次に示すとおり当初見積書の提出を行わなければならない。

提出期限	平成 29 年 4 月 14 日（金）午後 4 時まで
提出場所	記 1-3. 契約担当部署
提出方法	書留郵便又は信書便（提出期限までに必着）
提出書類	見積書（様式-見積 1、様式-見積 2、様式-見積 3） 正 1 部、副 1 部

## 5-3. 見積書の内容に関するヒアリング

- (1) 当初見積書の提出期限以後、全ての入札者に対し、個別に、見積書の内容にかかるヒアリングを行うので、入札者はこれに応じなければならない。
- (2) ヒアリングの実施日時は、平成 29 年 4 月 17 日（月）から平成 29 年 5 月 12 日（金）までの間を予定しており、詳細な日時等については、申請書に記載された入札者の担当者宛て別途連絡を行う。  
なお、入札者の交渉参加者は、本工事の施工内容、資材又は機器の性能・機能及び見積書（様式-見積 1、様式-見積 2、様式-見積 3）の内容を十分に理解し、説明が可能な者で、かつ交渉内容について協議・合意ができる者とし、最大 4 名までの参加を可能とする。  
ただし、入札者以外の下請企業や見積を徴収した企業等の外部の者の参加は認めないものとし、違反している事実が発覚した場合は、競争参加資格の取り消しを行う場合がある。
- (3) ヒアリングは、全ての入札者と 1 回以上行うことを原則とし、交渉状況に応じて 3 回程度とする。
- (4) ヒアリングにおいて双方が合意した事項は、その都度交渉の場において確認を行うものとする。

## 5-4. 最終見積書の提出

入札者は、記 5-3. (4)において合意された事項を反映させた「最終見積書」(様式-見積 1、様式-見積 2、様式-見積 3)を提出しなければならない。なお、最終見積書は、当初見積書からの変更が生じない場合も提出しなければならない。

最終見積書の提出方法は、記 5-2 に基づくものとし、提出期限は以下に示すとおりとする。

最終見積書提出期限 平成 29 年 5 月 23 日（火） 午後 4 時まで

## 5-5. その他

- (1) 記 5-2 及び記 5-4 に示す提出期限までに当初見積書又は最終見積書の提出がされない場合は、当該入札者は、本件における以後の入札手続きに参加することができないものとする。また、当該入札者がその後に入札を行った場合であっても、その入札は無効として取扱う。
- (2) 入札者は、最終見積書に基づいた入札を行うものとする。なお、最終見積書に記載された交渉対象項目ごとの金額は、入札時に最終見積書を超えない限り変更ができるものとするが、最終見積書に記載された交渉対象項目ごとの額を 1 項目でも超える場合は、当該入札者が行った入札は無効とする。
- (3) 入札者は、入札書を NEXCO 東日本に提出するまでの間は、いつでも自由に入札を辞退することができる。また、辞退を理由として不利益な取り扱いを行わない。
- (4) 当初見積書又は最終見積書において、NEXCO 東日本が指定した項目の名称、単位、数量等が著しく異なる場合は、NEXCO 東日本に対する入札妨害行為があったものと判断し、当該工事の競争参加資格を取り消す場合があるほか、競争参加資格停止等の措置を講じる場合がある。

## 第6 入札・開札・落札予定者の決定

### 6-1. 入札に必要な書類の作成等

入札者は、次に示すとおり、入札に必要な書類を作成又は準備し、提出しなければならない。

入札書	入札者に対する指示書[12]を参照のこと
単価表	入札者に対する指示書[13]を参照のこと 表紙は様式3のとおり
総合評価値通知書（経審）の写し 諸経費内訳書	入札者に対する指示書[14]を参照のこと 様式4のとおり（添付が無い場合は、入札を無効とするので注意すること。）

### 6-2. 入札及び開札

入札書の提出及び開札の執行については、次に定めるとおりとする。

入札書の提出期限	平成29年6月19日（月）午後4時まで
入札書の提出場所	記1-3. 契約担当部署
入札書の提出方法	電子入札システム
開札執行日時	平成29年6月22日（木） 午後2時00分
開札執行場所	記1-3. 契約担当部署
その他	

1) 入札者は、記4-6. 技術提案書の採否確認等の採否確認結果通知において、提案した内容が採用された場合は、採用された技術提案の内容に基づく入札を行うこと。

なお、入札書の提出の際に、採用された技術提案の見直し提案等の再度の提示・提出は認めないものし、見直し提案等の事実が判明した場合は、当該入札者が行った入札は無効とする。

2) 入札者は、記5-4. において提出した最終見積書に記載された交渉項目毎の金額は、入札時に最終見積書を超えない限り変更ができるものとする。

なお、最終見積書に記載された交渉項目毎の金額を超える入札を行った事実が判明した場合は、当該入札者が行った入札は無効とする。

### 6-3. 落札予定者の決定

(1) 契約責任者は、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、総合評価落札方式「加算方式」に基づき算定した評価値が最も高い入札者を落札予定者と決定する。

(2) 加算方式の評価値の算出方法は次のとおりとする。

評価値（100点）＝ 価格評価点＋技術評価点

価格評価点（配点30点）… 次に示す算式により算定する。

価格評価点（配点30点）＝ 下式A×0.5 ＋ 下式B×0.5

なお、小数点4位以下は切り捨てとする。

（下式A）

$$\text{下式A} = \text{配点} \times \left( 1 - \left( \frac{\text{入札価格} - \text{調査基準価格}}{\text{契約制限価格} - \text{調査基準価格}} \right)^2 \right) + \text{定数}$$

《注意事項》

1. 入札価格が調査基準価格を下回る場合は、下式Aの評価は「価格評価点の配点(配点＋定数)」とする。
2. 定数は、評価値を100点とするための補正值であり、本工事では40とする。
3. 下式Aは小数点4位以下は切り捨てとする。

(下式 B)

$$\text{下式 B} = \text{配点} \times \left( 1 - \left( \frac{\text{入札価格} - \text{重点調査価格}}{\text{契約制限価格} - \text{重点調査価格}} \right)^2 \right) + \text{定数}$$

《注意事項》

1. 入札価格が重点調査価格を下回る場合は、下式 B の評価は「価格評価点の配点(配点 + 定数)」とする。
2. 定数は、評価値を 100 点とするための補正值であり、本工事では 40 とする。
3. 下式 B は小数点 4 位以下は切り捨てとする。

技術評価点 (配点 30 点) ... 記 4-6.(3)及び 4-12.(1)並びに 4-12.(2)に示す評価基準により算定する。

- (3) 入札者は、落札予定者の決定に係る留意事項として、入札者に対する指示書[21]を参照のこと。

#### 6-4. 低入札価格調査

- (1) 本件競争入札においては、低入札価格調査基準価格を設定しており、開札の結果、契約制限価格の制限の範囲内における有効な入札のうち、最高評価値の入札価格が低入札価格調査基準価格未満である場合は、入札を保留し、当該入札を行った入札者を対象として低入札価格調査を行う。

なお、本件競争入札においては、重点調査価格を設定しており、入札価格が重点調査価格未満である場合は、特に重点的な低入札価格調査を行う。

また、本件競争入札においては、数値的判断基準を設定しており、その価格を下回る入札の場合は、数値的判断基準の失格基準に適合すると判断する。

- (2) 低入札価格調査については、入札者に対する指示書[25]を参照のこと。

#### 6-5 . 落札者の決定結果に対する説明請求

非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定通知の翌日から 7 日 (休日を含まない) 以内に、当職に対し氏名及び住所、対象となる工事等名、不服のある事項並びに不服の根拠となる事項等を記載した書面で、その理由についての説明を求めることができる (様式 7)。

## 第 7 その他

### 7-1. 使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

### 7-2. 質問の受付

- (1) 本件競争入札に関する質問は、次に定めるとおり受付を行う。

受付期間	入札公告の日から平成 29 年 6 月 9 日 (金) 午後 4 時まで
受付場所	記 1-3. 契約担当部署
受付方法	質問書面 (様式自由) を持参、書留郵便又は信書便 (受付期間内必着)

- (2) 上記(1)により受け付けた質問に対する回答は、次に定めるとおり行う。

回答予定日	原則として、質問書を受け取った日の翌日から 5 日以内 (休日を除く)
回答方法	質問者に対して書面にて回答するほか、NEXCO 東日本のホームページ「入札公告・契約情報検索」内の当該案件の備考欄に掲載 NEXCO 東日本のホームページ (「入札公告・契約情報検索」内の「本契約件名」の「備考」) に掲載する

[http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public\\_notice/search\\_service/](http://www.e-nexco.co.jp/bids/info/public_notice/search_service/)

- (3) 競争入札に関する一般的な質問については、NEXCO 東日本のホームページを参照すること。  
<http://www.e-nexco.co.jp/faq/bids/>

### 7-3.入札の無効

入札者に対する指示書[27]に該当する入札は無効とする。

### 7-4.支払条件

- (1) 前金払 有：請負契約書 34 条 1 項に基づき前金払の請求をすることができる。  
ただし、請負代金額が東日本高速道路株式会社契約事務処理要領第 281 条の規定を満たさない場合はこの限りではない。
- (2) 部分払 有：請負契約書 37 条 1 項に基づき部分払の請求をすることができる。

### 7-5.支払限度額の比率

請負契約書 39 条 1 項に規定する各事業年度における請負代金額の支払限度額は、契約金額に次に示す比率を乗じ、四捨五入して有効数字を 2 桁とした額とする。

ただし、最終年度における支払限度額は、契約金額から前年度までの支払額の合計を差し引いた額とする。

年度	比率
平成 29 年度	10%
平成 30 年度	90%

### 7-6.火災保険等の付保

土木工事共通仕様書「1-55-1 保険の付保」に定めるとおりとする。

### 7-7.スライド条項の適用

請負契約書 25 条 5 項(単品スライド)及び同条第 6 項(インフレスライド)について適用する。

### 7-8.契約後の技術評価項目の取扱い

- (1) 本工事の受注者は、記 4-6.技術提案書の採否確認等の確認結果通知において、提案した内容が採用されている場合は、施工計画書に技術提案の内容に関する事項を記載するものとし、技術提案の内容に係る施工に先立ち、その履行確認方法を NEXCO 東日本と協議を行うこと。
- (2) 工事中における採用された技術提案の内容の変更は原則認めない。  
ただし、受注者から合理的な理由に基づく技術提案内容変更の申し出があり、かつその変更する内容が記 4-6.技術提案書の採否確認等で採用された技術提案(以下「採用された技術提案」という。)を下回らないと認められた場合は、この限りではない。  
なお、この場合、変更された提案内容を採用する場合、土木工事共通仕様書「1-66 VE 提案に関する事項」は適用しない。
- (3) 工事中において採用された技術提案内容の履行が、受注者の責によらず、請負契約書 18 条や 19 条等発注者の理由により不可能となった場合は、採用された技術提案の履行義務は消滅する。
- (4) 採用された技術提案により、設計図書において施工方法等に関する指定のない部分について、受注者の責任は軽減されない。
- (5) NEXCO 東日本は、技術提案の内容について、工業所有権が設定されているものを除き、その内容が一般的に使用される状態となった場合は、本工事以外の工事等において無償で使用する場合がある。
- (6) 採用し評価された次の技術提案等の内容が、履行確認を行った結果、受注者の責により技術提案内容の履行が達成できないと認められ、再度の施工が困難あるいは合理的でないとして決定した場合は、本工事の請負工事成績評定点を減ずる(最大 10 点)。

また、請負契約書 25 条の 2 に基づき未履行額を請求する。

#### 技術提案

#### 7-9. 契約後の技術者の直接的かつ恒常的関係の特例措置の留意事項

- (1) 「建設業者の営業譲渡又は会社分割に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の確認の事務取扱いについて」(平成 13 年 5 月 30 日付、国総建第 155 号)に該当する技術者を配置し、契約後に営業譲渡の契約上定められている譲渡の日又は出向先企業が会社分割の登記を行った日から 3 年を経過する場合は、当該技術者が出向先企業に転籍されていること。
- (2) 「親会社及びその連結子会社の間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について」(平成 15 年 1 月 22 日付、国総建第 335 号)に該当する技術者を配置し、契約後に「出向先企業と出向元企業との関係が企業集団を構成する親会社及びその連結子会社の関係を証する国土交通省土地・建設産業局(総合政策局を含む)建設業課長より交付を受けた企業集団確認書の有効期間を迎える場合は、再度申請し企業集団確認書の交付を受けていること。
- (3) 上記(1)又は(2)に係る確認は、契約後の施工体制確認点検等において行う。

#### 7-11. 競争参加資格に関する留意事項

- (1) 本工事の受注者、本工事の受注者と資本若しくは人事面において関連のある者、本工事の下請負人、本工事の下請負人と資本若しくは人事面において関連のある者は、本工事の契約期間中、監督を担当する部署の「施工(調査等)管理業務」の入札に参加し又は施工(調査等)管理業務を請負うことはできない。

なお、「資本若しくは人事面において関連のある者」とは、次の 又は に該当する者である。

当該受注者若しくは下請負人の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている者。

代表権を有する役員が当該受注者若しくは下請負人の代表権を有する役員を兼ねている場合におけるその代表権を有する役員が属する者。

#### 7-12. 地域外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更

本工事は諸経費に含まれる内容のうち、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用(以下「実績変更対象費」という)について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土木工事積算基準の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて請負代金額を変更する試行工事である。

営繕費：労働者の送迎費、宿泊費、借上費

(宿泊費、借上費については労働者確保に係るものに限る)

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤に要する費用

以 上

対象書類様式（本工事に必要な書式は下記のとおり）

提出書類の様式		提出の要否	提出期限日
競争参加資格確認申請書様式（様式 1、2 はフォルダ「申請書関係書式データ」に保存）			
様式 1	競争参加資格確認申請書	必要	平成 29 年 3 月 28 日（火）
様式 2	技術資料	必要	
指示書様式 3-1	暴力団排除に関する誓約書	必要(注 1)	
指示書様式 3-2	暴力団排除に関する誓約書：役員等名簿一覧	必要(注 1)	
技術提案書（様式-提案 1、様式-提案 2 はフォルダ「技術提案書様式データ」に保存）			
様式-提案 1	技術提案書（1 / 2）	必要	技術提案書の提出期限 平成 29 年 4 月 14 日（金）
様式-提案 2	技術提案書（2 / 2）	必要	改善技術提案書の 提出期限 平成 29 年 5 月 23 日（火）
入札前価格交渉			
様式 見積 1	見積書の提出	必要	当初見積書の提出期限 平成 29 年 4 月 14 日（金） 最終見積書の提出期限 平成 29 年 5 月 23 日（火）
様式 見積 2	見積書	必要	
様式 見積 3	見積書（諸経費）	必要	
その他の様式			
様式 3	単価表の提出について	必要	入札公告 6-1.6-2.を参照
様式 4	諸経費内訳書	必要	
様式 5	単価協議後の単価表の提出について	必要（注 2）	入札公告を参照のこと
様式 6	競争参加資格がないと認めた理由の説明 請求書	（注 3）	
様式 7	落札者の決定結果に対する説明請求書	（注 3）	
様式 8	再苦情申立書	（注 3）	

注 1 記載様式は、入札者に対する指示書を参照のうえ作成すること。

注 2 入札公告において、単価協議が「あり」とされている工事で、単価協議後に単価表を提出する際に作成する。

注 3 説明請求及び再苦情を申立てる場合に作成する。

見積書の提出

【交渉後の最終見積書の場合は「最終見積書」とすること】

平成 00 年 00 月 00 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社  
支社長 川添 卓司 殿

郵便番号  
住 所  
会社等名  
役 職 等  
氏 名 <sup>1</sup>  
担当者  
T E L  
F A X  
E-mail

印

平成 29 年 2 月 27 日付けで入札公告のありました道央自動車道 千歳川大橋床版取替工事に係る入札前価格交渉対象項目の見積書を下記の書類を添えて提出します。

記

1. 見積書
2. 添付書類

1:「氏名」の欄は、法人代表権者に限定する必要はなく、契約締結権限を有する者(=契約当事者。事業部長・支店長・営業所長など)であれば構いません。



見 積 書

会社等名： \_\_\_\_\_

番号	項目番号	項目	単位	数量	単価(円)	金額(円)
4	特-(1)	プレキャストPC床版工 プレキャストPC床版の架設 A	m <sup>2</sup>	3,784		

内 訳 (3,784m<sup>2</sup>当り)

区分		名称	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
材料費	主材料							
	消耗材料							
労務費								
機械器具 経費	機械損料							
	機械賃料							
その他								
割掛費	工事用機械分解組 立費 A			式	1			
	工事用機械分解組 立費 B			式	1			
	足場工費			式	1			
	板張防護工費			式	1			
	シート張防護工費			式	1			
合計								

《記載上の注意事項》

見積書及び添付資料について、全て通しで項目番号を付する。

「摘要」には、その単価を算出した根拠を記載する。

例) 材料費：NEXCO 東日本単価(H . 月)(P. ) 物価資料(H . 月版)(P. )  
協力会社からの見積(P. ) 取引実績(H . 月)

労務費：公共工事設計労務単価(H . 月) 協力会社からの見積(P. )

機械器具経費：建設機械損料算定表(P. ) リース会社からの見積(P. )

「材料費」には、主材料及び消耗材料を区分し記載する。

「労務費」には、公共工事設計労務単価における「職種」を記載する。

「機械器具経費」には、機械損料及び機械賃料を区分し記載する。

「割掛費」には、割掛対象表の項目に示す内容が当該項目に割掛けられている場合、その費用のうち当該項目分の内容、単価、金額を記載する。

《添付資料》

見積書に記載された価格の根拠を示す次のいずれかの資料(様式自由)

過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合

・過去の類似工事において工事内容が判断出来る a) 契約書類等の写し、b) 施工実態調査に類する歩掛りが判断出来る書類の写し、又は c) 賃金台帳等支払いを証する書類の写し

下請等の取引先からの見積に基づく見積書等の内容である場合

・取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し

その他上記 又は によらず、物価資料等、公共工事設計労務単価、建設機械損料算定表等により算出を行っている場合

・摘要した資料の写し

## 見 積 書

会社等名： \_\_\_\_\_

番号	項目番号	項目	単位	数量	単価(円)	金額(円)
9	11 - (2)	伸縮装置 A	kg	45,671		

内 訳 (45,671 kg当り)

区分		名称	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
材料費	主材料							
	消耗材料							
労務費								
機械器具 経費	機械損料							
	機械賃料							
その他								
割掛費								
合計								

### 《記載上の注意事項》

見積書及び添付資料について、全て通しで項目番号を付する。

「摘要」には、その単価を算出した根拠を記載する。

例) 材料費：NEXCO 東日本単価(H . 月)(P. ) 物価資料(H . 月版)(P. )  
協力会社からの見積(P. ) 取引実績(H . 月)

労務費：公共工事設計労務単価(H . 月) 協力会社からの見積(P. )

機械器具経費：建設機械損料算定表(P. ) リース会社からの見積(P. )

「材料費」には、主材料及び消耗材料を区分し記載する。

「労務費」には、公共工事設計労務単価における「職種」を記載する。

「機械器具経費」には、機械損料及び機械賃料を区分し記載する。

「割掛費」には、割掛対象表の項目に示す内容が当該項目に割掛けられている場合、その費用のうち当該項目分の内容、単価、金額を記載する。

### 《添付資料》

見積書に記載された価格の根拠を示す次のいずれかの資料(様式自由)

過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合

- ・過去の類似工事において工事内容が判断出来る a) 契約書類等の写し、b) 施工実態調査に類する歩掛りが判断出来る書類の写し、又は c) 賃金台帳等支払いを証する書類の写し

下請等の取引先からの見積に基づく見積書等の内容である場合

- ・取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し

その他上記 又は によらず、物価資料等、公共工事設計労務単価、建設機械損料算定表等により算出を行っている場合

- ・摘要した資料の写し

## 見 積 書

会社等名： \_\_\_\_\_

番号	項目番号	項目	単位	数量	単価(円)	金額(円)
14	特 - (3)	アスファルト舗装工 アスファルトコンクリート表層 A (t=4cm)	m <sup>2</sup>	3,611		

内 訳 (3,611m<sup>2</sup>当り)

区分	名称	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
材料費	主材料						
	消耗材料						
労務費							
機械器具 経費	機械損料						
	機械賃料						
その他							
割掛費	はく離抵抗試験費		式	1			
	試験舗装費		式	1			
合計							

《記載上の注意事項》

見積書及び添付資料について、全て通しで項目番号を付する。

「摘要」には、その単価を算出した根拠を記載する。

例) 材料費：NEXCO 東日本単価 (H . 月)(P. ) 物価資料 (H . 月版)(P. )  
協力会社からの見積 (P. ) 取引実績 (H . 月)

労務費：公共工事設計労務単価 (H . 月) 協力会社からの見積 (P. )

機械器具経費：建設機械損料算定表 (P. ) リース会社からの見積 (P. )

「材料費」には、主材料及び消耗材料を区分し記載する。

「労務費」には、公共工事設計労務単価における「職種」を記載する。

「機械器具経費」には、機械損料及び機械賃料を区分し記載する。

「割掛費」には、割掛対象表の項目に示す内容が当該項目に割掛けられている場合、その費用のうち当該項目分の内容、単価、金額を記載する。

《添付資料》

見積書に記載された価格の根拠を示す次のいずれかの資料 (様式自由)

過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合

- ・過去の類似工事において工事内容が判断出来る a) 契約書類等の写し、b) 施工実態調査に類する歩掛りが判断出来る書類の写し、又は c) 賃金台帳等支払いを証する書類の写し

下請等の取引先からの見積に基づく見積書等の内容である場合

- ・取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し

その他上記 又は によらず、物価資料等、公共工事設計労務単価、建設機械損料算定表等により算出を行っている場合

- ・摘要した資料の写し

## 見 積 書

会社等名： \_\_\_\_\_

番号	項目番号	項目	単位	数量	単価(円)	金額(円)
15	特 - (3)	アスファルト舗装工 アスファルトコンクリート表層 B (t=4cm)	m <sup>2</sup>	347		

内 訳 (347m<sup>2</sup>当り)

区分	名称	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
材料費	主材料						
	消耗材料						
労務費							
機械器具 経費	機械損料						
	機械賃料						
その他							
割掛費	はく離抵抗試験費		式	1			
合計							

### 《記載上の注意事項》

見積書及び添付資料について、全て通しで項目番号を付する。

「摘要」には、その単価を算出した根拠を記載する。

例) 材料費：NEXCO 東日本単価(H . 月)(P. ) 物価資料(H . 月版)(P. )  
協力会社からの見積(P. ) 取引実績(H . 月)

労務費：公共工事設計労務単価(H . 月) 協力会社からの見積(P. )

機械器具経費：建設機械損料算定表(P. ) リース会社からの見積(P. )

「材料費」には、主材料及び消耗材料を区分し記載する。

「労務費」には、公共工事設計労務単価における「職種」を記載する。

「機械器具経費」には、機械損料及び機械賃料を区分し記載する。

「割掛費」には、割掛対象表の項目に示す内容が当該項目に割掛けられている場合、その費用のうち当該項目分の内容、単価、金額を記載する。

### 《添付資料》

見積書に記載された価格の根拠を示す次のいずれかの資料(様式自由)

過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合

- ・過去の類似工事において工事内容が判断出来る a) 契約書類等の写し、b) 施工実態調査に類する歩掛りが判断出来る書類の写し、又は c) 賃金台帳等支払いを証する書類の写し

下請等の取引先からの見積に基づく見積書等の内容である場合

- ・取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し

その他上記 又は によらず、物価資料等、公共工事設計労務単価、建設機械損料算定表等により算出を行っている場合

- ・摘要した資料の写し

## 見 積 書

会社等名： \_\_\_\_\_

番号	項目番号	項目	単位	数量	単価(円)	金額(円)
16	特 - (3)	アスファルト舗装工 アスファルトコンクリート基層 A ( t=6cm )	m <sup>2</sup>	334		

内 訳 ( 334m<sup>2</sup>当り )

区分	名称	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
材料費	主材料						
	消耗材料						
労務費							
機械器具 経費	機械損料						
	機械賃料						
その他							
割掛費	はく離抵抗試験費		式	1			
合計							

《記載上の注意事項》

見積書及び添付資料について、全て通しで項目番号を付する。

「摘要」には、その単価を算出した根拠を記載する。

例) 材料費：NEXCO 東日本単価 (H . 月)(P. ) 物価資料 (H . 月版)(P. )  
協力会社からの見積 (P. ) 取引実績 (H . 月)

労務費：公共工事設計労務単価 (H . 月) 協力会社からの見積 (P. )

機械器具経費：建設機械損料算定表 (P. ) リース会社からの見積 (P. )

「材料費」には、主材料及び消耗材料を区分し記載する。

「労務費」には、公共工事設計労務単価における「職種」を記載する。

「機械器具経費」には、機械損料及び機械賃料を区分し記載する。

「割掛費」には、割掛対象表の項目に示す内容が当該項目に割掛けられている場合、その費用のうち当該項目分の内容、単価、金額を記載する。

《添付資料》

見積書に記載された価格の根拠を示す次のいずれかの資料 (様式自由)

過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合

- ・過去の類似工事において工事内容が判断出来る a) 契約書類等の写し、b) 施工実態調査に類する歩掛りが判断出来る書類の写し、又は c) 賃金台帳等支払いを証する書類の写し

下請等の取引先からの見積に基づく見積書等の内容である場合

- ・取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し

その他上記 又は によらず、物価資料等、公共工事設計労務単価、建設機械損料算定表等により算出を行っている場合

- ・摘要した資料の写し

## 見 積 書

会社等名： \_\_\_\_\_

番号	項目番号	項目	単位	数量	単価(円)	金額(円)
17	特 - (3)	アスファルト舗装工 アスファルトコンクリート橋梁 レベリング層 A (t=4cm)	m <sup>2</sup>	3,611		

内 訳 (3,611m<sup>2</sup>当り)

区分		名称	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
材料費	主材料							
	消耗材料							
労務費								
機械器具 経費	機械損料							
	機械賃料							
その他								
割掛費	はく離抵抗試験費			式	1			
	試験舗装費			式	1			
合計								

《記載上の注意事項》

見積書及び添付資料について、全て通しで項目番号を付する。

「摘要」には、その単価を算出した根拠を記載する。

例) 材料費：NEXCO 東日本単価(H . 月)(P. ) 物価資料(H . 月版)(P. )  
協力会社からの見積(P. ) 取引実績(H . 月)

労務費：公共工事設計労務単価(H . 月) 協力会社からの見積(P. )

機械器具経費：建設機械損料算定表(P. ) リース会社からの見積(P. )

「材料費」には、主材料及び消耗材料を区分し記載する。

「労務費」には、公共工事設計労務単価における「職種」を記載する。

「機械器具経費」には、機械損料及び機械賃料を区分し記載する。

「割掛費」には、割掛対象表の項目に示す内容が当該項目に割掛けられている場合、その費用のうち当該項目分の内容、単価、金額を記載する。

《添付資料》

見積書に記載された価格の根拠を示す次のいずれかの資料(様式自由)

過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合

- ・過去の類似工事において工事内容が判断出来る a) 契約書類等の写し、b) 施工実態調査に類する歩掛りが判断出来る書類の写し、又は c) 賃金台帳等支払いを証する書類の写し

下請等の取引先からの見積に基づく見積書等の内容である場合

- ・取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し

その他上記 又は によらず、物価資料等、公共工事設計労務単価、建設機械損料算定表等により算出を行っている場合

- ・摘要した資料の写し

## 見 積 書

会社等名： \_\_\_\_\_

番号	項目番号	項目	単位	数量	単価(円)	金額(円)
18	特 - (3)	アスファルト舗装工 加熱アスファルト安定処理路盤工 ( t=8cm )	m <sup>2</sup>	286		

内 訳 ( 286m<sup>2</sup>当り )

区分		名称	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
材料費	主材料							
	消耗材料							
労務費								
機械器具 経費	機械損料							
	機械賃料							
その他								
割掛費								
合計								

《記載上の注意事項》

見積書及び添付資料について、全て通して項目番号を付する。

「摘要」には、その単価を算出した根拠を記載する。

例) 材料費：NEXCO 東日本単価 (H . 月)(P. ) 物価資料 (H . 月版)(P. )  
協力会社からの見積 (P. ) 取引実績 (H . 月)

労務費：公共工事設計労務単価 (H . 月) 協力会社からの見積 (P. )

機械器具経費：建設機械損料算定表 (P. ) リース会社からの見積 (P. )

「材料費」には、主材料及び消耗材料を区分し記載する。

「労務費」には、公共工事設計労務単価における「職種」を記載する。

「機械器具経費」には、機械損料及び機械賃料を区分し記載する。

「割掛費」には、割掛対象表の項目に示す内容が当該項目に割掛けられている場合、その費用のうち当該項目分の内容、単価、金額を記載する。

《添付資料》

見積書に記載された価格の根拠を示す次のいずれかの資料 (様式自由)

過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合

- ・過去の類似工事において工事内容が判断出来る a) 契約書類等の写し、b) 施工実態調査に類する歩掛りが判断出来る書類の写し、又は c) 賃金台帳等支払いを証する書類の写し

下請等の取引先からの見積に基づく見積書等の内容である場合

- ・取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し

その他上記 又は によらず、物価資料等、公共工事設計労務単価、建設機械損料算定表等により算出を行っている場合

- ・摘要した資料の写し

見 積 書

会社等名： \_\_\_\_\_

番号	項目番号	項目	単位	数量	単価(円)	金額(円)
19	13 - (2)	粒状路盤工 下層路盤 (t=17cm)	m <sup>2</sup>	263		

内 訳 (263m<sup>2</sup>当り)

区分		名称	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
材料費	主材料							
	消耗材料							
労務費								
機械器具 経費	機械損料							
	機械賃料							
その他								
割掛費								
合計								

《記載上の注意事項》

見積書及び添付資料について、全て通して項目番号を付する。

「摘要」には、その単価を算出した根拠を記載する。

例) 材料費：NEXCO 東日本単価(H . 月)(P. ) 物価資料(H . 月版)(P. )  
協力会社からの見積(P. ) 取引実績(H . 月)

労務費：公共工事設計労務単価(H . 月) 協力会社からの見積(P. )

機械器具経費：建設機械損料算定表(P. ) リース会社からの見積(P. )

「材料費」には、主材料及び消耗材料を区分し記載する。

「労務費」には、公共工事設計労務単価における「職種」を記載する。

「機械器具経費」には、機械損料及び機械賃料を区分し記載する。

「割掛費」には、割掛対象表の項目に示す内容が当該項目に割掛けられている場合、その費用のうち当該項目分の内容、単価、金額を記載する。

《添付資料》

見積書に記載された価格の根拠を示す次のいずれかの資料(様式自由)

過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合

- ・過去の類似工事において工事内容が判断出来る a) 契約書類等の写し、b) 施工実態調査に類する歩掛りが判断出来る書類の写し、又は c) 賃金台帳等支払いを証する書類の写し

下請等の取引先からの見積に基づく見積書等の内容である場合

- ・取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し

その他上記 又は によらず、物価資料等、公共工事設計労務単価、建設機械損料算定表等により算出を行っている場合

- ・摘要した資料の写し



## 見 積 書

会社等名： \_\_\_\_\_

番号	項目番号	項目	単位	数量	単価(円)	金額(円)
20	特 - (4)	床版防水工 床版防水工A	m <sup>2</sup>	3,611		

内 訳 (3,611m<sup>2</sup>当り)

	区分	名称	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
材料費	主材料							
	消耗材料							
労務費								
機械器具 経費	機械損料							
	機械賃料							
その他								
割掛費								
合計								

### 《記載上の注意事項》

見積書及び添付資料について、全て通して項目番号を付する。

「摘要」には、その単価を算出した根拠を記載する。

例) 材料費：NEXCO 東日本単価(H . 月)(P. ) 物価資料(H . 月版)(P. )  
協力会社からの見積(P. ) 取引実績(H . 月)

労務費：公共工事設計労務単価(H . 月) 協力会社からの見積(P. )

機械器具経費：建設機械損料算定表(P. ) リース会社からの見積(P. )

「材料費」には、主材料及び消耗材料を区分し記載する。

「労務費」には、公共工事設計労務単価における「職種」を記載する。

「機械器具経費」には、機械損料及び機械賃料を区分し記載する。

「割掛費」には、割掛対象表の項目に示す内容が当該項目に割掛けられている場合、その費用のうち当該項目分の内容、単価、金額を記載する。

### 《添付資料》

見積書に記載された価格の根拠を示す次のいずれかの資料(様式自由)

過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合

- ・過去の類似工事において工事内容が判断出来る a) 契約書類等の写し、b) 施工実態調査に類する歩掛りが判断出来る書類の写し、又は c) 賃金台帳等支払いを証する書類の写し

下請等の取引先からの見積に基づく見積書等の内容である場合

- ・取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し

その他上記 又は によらず、物価資料等、公共工事設計労務単価、建設機械損料算定表等により算出を行っている場合

- ・摘要した資料の写し

見 積 書

会社等名：\_\_\_\_\_

番号	項目番号	項目	単位	数量	単価(円)	金額(円)
36	特 - (9)	路面切削工 路面切削工 A	m <sup>3</sup>	252		

内 訳 (252m<sup>3</sup>当り)

区分		名称	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
材料費	主材料							
	消耗材料							
労務費								
機械器具 経費	機械損料							
	機械賃料							
その他								
割掛費	工事用機械運搬費			式	1			
<b>合計</b>								

《記載上の注意事項》

見積書及び添付資料について、全て通して項目番号を付する。

「摘要」には、その単価を算出した根拠を記載する。

例) 材料費：NEXCO 東日本単価(H . 月)(P. ) 物価資料(H . 月版)(P. )  
協力会社からの見積(P. ) 取引実績(H . 月)

労務費：公共工事設計労務単価(H . 月) 協力会社からの見積(P. )

機械器具経費：建設機械損料算定表(P. ) リース会社からの見積(P. )

「材料費」には、主材料及び消耗材料を区分し記載する。

「労務費」には、公共工事設計労務単価における「職種」を記載する。

「機械器具経費」には、機械損料及び機械賃料を区分し記載する。

「割掛費」には、割掛対象表の項目に示す内容が当該項目に割掛けられている場合、その費用のうち当該項目分の内容、単価、金額を記載する。

《添付資料》

見積書に記載された価格の根拠を示す次のいずれかの資料(様式自由)

過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合

- ・過去の類似工事において工事内容が判断出来る a) 契約書類等の写し、b) 施工実態調査に類する歩掛りが判断出来る書類の写し、又は c) 賃金台帳等支払いを証する書類の写し

下請等の取引先からの見積に基づく見積書等の内容である場合

- ・取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し

その他上記 又は によらず、物価資料等、公共工事設計労務単価、建設機械損料算定表等により算出を行っている場合

- ・摘要した資料の写し

## 見 積 書

会社等名： \_\_\_\_\_

番号	項目番号	項目	単位	数量	単価(円)	金額(円)
37	特 - (10)	既設床版撤去工 床版 A	m <sup>2</sup>	3,897		

内 訳 (3,897m<sup>2</sup>当り)

区分		名称	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
材料費	主材料							
	消耗材料							
労務費								
機械器具 経費	機械損料							
	機械賃料							
その他								
割掛費								
合計								

### 《記載上の注意事項》

見積書及び添付資料について、全て通しで項目番号を付する。

「摘要」には、その単価を算出した根拠を記載する。

例) 材料費：NEXCO 東日本単価(H . 月)(P. ) 物価資料(H . 月版)(P. )  
協力会社からの見積(P. ) 取引実績(H . 月)

労務費：公共工事設計労務単価(H . 月) 協力会社からの見積(P. )

機械器具経費：建設機械損料算定表(P. ) リース会社からの見積(P. )

「材料費」には、主材料及び消耗材料を区分し記載する。

「労務費」には、公共工事設計労務単価における「職種」を記載する。

「機械器具経費」には、機械損料及び機械賃料を区分し記載する。

「割掛費」には、割掛対象表の項目に示す内容が当該項目に割掛けられている場合、その費用のうち当該項目分の内容、単価、金額を記載する。

### 《添付資料》

見積書に記載された価格の根拠を示す次のいずれかの資料(様式自由)

過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合

- ・過去の類似工事において工事内容が判断出来る a) 契約書類等の写し、b) 施工実態調査に類する歩掛りが判断出来る書類の写し、又は c) 賃金台帳等支払いを証する書類の写し

下請等の取引先からの見積に基づく見積書等の内容である場合

- ・取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し

その他上記 又は によらず、物価資料等、公共工事設計労務単価、建設機械損料算定表等により算出を行っている場合

- ・摘要した資料の写し

## 見 積 書

会社等名： \_\_\_\_\_

番号	項目番号	項目	単位	数量	単価(円)	金額(円)
38	特 - (10)	既設床版撤去工 壁高欄 A	m	330		

内 訳 (330m当り)

区分		名称	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
材料費	主材料							
	消耗材料							
労務費								
機械器具 経費	機械損料							
	機械賃料							
その他								
割掛費								
合計								

### 《記載上の注意事項》

見積書及び添付資料について、全て通しで項目番号を付する。

「摘要」には、その単価を算出した根拠を記載する。

例) 材料費：NEXCO 東日本単価(H . 月)(P. ) 物価資料(H . 月版)(P. )  
協力会社からの見積(P. ) 取引実績(H . 月)

労務費：公共工事設計労務単価(H . 月) 協力会社からの見積(P. )

機械器具経費：建設機械損料算定表(P. ) リース会社からの見積(P. )

「材料費」には、主材料及び消耗材料を区分し記載する。

「労務費」には、公共工事設計労務単価における「職種」を記載する。

「機械器具経費」には、機械損料及び機械賃料を区分し記載する。

「割掛費」には、割掛対象表の項目に示す内容が当該項目に割掛けられている場合、その費用のうち当該項目分の内容、単価、金額を記載する。

### 《添付資料》

見積書に記載された価格の根拠を示す次のいずれかの資料(様式自由)

過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合

- ・過去の類似工事において工事内容が判断出来る a) 契約書類等の写し、b) 施工実態調査に類する歩掛りが判断出来る書類の写し、又は c) 賃金台帳等支払いを証する書類の写し

下請等の取引先からの見積に基づく見積書等の内容である場合

- ・取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し

その他上記 又は によらず、物価資料等、公共工事設計労務単価、建設機械損料算定表等により算出を行っている場合

- ・摘要した資料の写し

## 見 積 書

会社等名： \_\_\_\_\_

番号	項目番号	項目	単位	数量	単価(円)	金額(円)
39	特 - (10)	既設床版撤去工 防護柵 A	m	330		

内 訳 (330m当り)

区分		名称	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
材料費	主材料							
	消耗材料							
労務費								
機械器具 経費	機械損料							
	機械賃料							
その他								
割掛費								
合計								

### 《記載上の注意事項》

見積書及び添付資料について、全て通しで項目番号を付する。

「摘要」には、その単価を算出した根拠を記載する。

例) 材料費：NEXCO 東日本単価(H . 月)(P. ) 物価資料(H . 月版)(P. )  
協力会社からの見積(P. ) 取引実績(H . 月)

労務費：公共工事設計労務単価(H . 月) 協力会社からの見積(P. )

機械器具経費：建設機械損料算定表(P. ) リース会社からの見積(P. )

「材料費」には、主材料及び消耗材料を区分し記載する。

「労務費」には、公共工事設計労務単価における「職種」を記載する。

「機械器具経費」には、機械損料及び機械賃料を区分し記載する。

「割掛費」には、割掛対象表の項目に示す内容が当該項目に割掛けられている場合、その費用のうち当該項目分の内容、単価、金額を記載する。

### 《添付資料》

見積書に記載された価格の根拠を示す次のいずれかの資料(様式自由)

過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合

- ・過去の類似工事において工事内容が判断出来る a) 契約書類等の写し、b) 施工実態調査に類する歩掛りが判断出来る書類の写し、又は c) 賃金台帳等支払いを証する書類の写し

下請等の取引先からの見積に基づく見積書等の内容である場合

- ・取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し

その他上記 又は によらず、物価資料等、公共工事設計労務単価、建設機械損料算定表等により算出を行っている場合

- ・摘要した資料の写し

## 見 積 書

会社等名： \_\_\_\_\_

番号	項目番号	項目	単位	数量	単価(円)	金額(円)
40	18 - (17)	構造物等取壊し コンクリート構造物取壊し (TypeA)	m <sup>3</sup>	4		

内 訳 (4m<sup>3</sup>当り)

区分		名称	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
材料費	主材料							
	消耗材料							
労務費								
機械器具 経費	機械損料							
	機械賃料							
その他								
割掛費								
<b>合計</b>								

《記載上の注意事項》

見積書及び添付資料について、全て通しで項目番号を付する。

「摘要」には、その単価を算出した根拠を記載する。

例) 材料費：NEXCO 東日本単価(H . 月)(P. ) 物価資料(H . 月版)(P. )  
協力会社からの見積(P. ) 取引実績(H . 月)

労務費：公共工事設計労務単価(H . 月) 協力会社からの見積(P. )

機械器具経費：建設機械損料算定表(P. ) リース会社からの見積(P. )

「材料費」には、主材料及び消耗材料を区分し記載する。

「労務費」には、公共工事設計労務単価における「職種」を記載する。

「機械器具経費」には、機械損料及び機械賃料を区分し記載する。

「割掛費」には、割掛対象表の項目に示す内容が当該項目に割掛けられている場合、その費用のうち当該項目分の内容、単価、金額を記載する。

《添付資料》

見積書に記載された価格の根拠を示す次のいずれかの資料(様式自由)

過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合

- ・過去の類似工事において工事内容が判断出来る a) 契約書類等の写し、b) 施工実態調査に類する歩掛りが判断出来る書類の写し、又は c) 賃金台帳等支払いを証する書類の写し

下請等の取引先からの見積に基づく見積書等の内容である場合

- ・取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し

その他上記 又は によらず、物価資料等、公共工事設計労務単価、建設機械損料算定表等により算出を行っている場合

- ・摘要した資料の写し

## 見 積 書

会社等名： \_\_\_\_\_

番号	項目番号	項目	単位	数量	単価(円)	金額(円)
41	18 - (17)	構造物等取壊し アスファルト舗装版取壊し (TypeA)	m <sup>3</sup>	1		

内 訳 (1m<sup>3</sup>当り)

区分		名称	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
材料費	主材料							
	消耗材料							
労務費								
機械器具 経費	機械損料							
	機械賃料							
その他								
割掛費								
<b>合計</b>								

《記載上の注意事項》

見積書及び添付資料について、全て通して項目番号を付する。

「摘要」には、その単価を算出した根拠を記載する。

例) 材料費：NEXCO 東日本単価(H . 月)(P. ) 物価資料(H . 月版)(P. )  
協力会社からの見積(P. ) 取引実績(H . 月)

労務費：公共工事設計労務単価(H . 月) 協力会社からの見積(P. )

機械器具経費：建設機械損料算定表(P. ) リース会社からの見積(P. )

「材料費」には、主材料及び消耗材料を区分し記載する。

「労務費」には、公共工事設計労務単価における「職種」を記載する。

「機械器具経費」には、機械損料及び機械賃料を区分し記載する。

「割掛費」には、割掛対象表の項目に示す内容が当該項目に割掛けられている場合、その費用のうち当該項目分の内容、単価、金額を記載する。

《添付資料》

見積書に記載された価格の根拠を示す次のいずれかの資料(様式自由)

過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合

- ・過去の類似工事において工事内容が判断出来る a) 契約書類等の写し、b) 施工実態調査に類する歩掛りが判断出来る書類の写し、又は c) 賃金台帳等支払いを証する書類の写し

下請等の取引先からの見積に基づく見積書等の内容である場合

- ・取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し

その他上記 又は によらず、物価資料等、公共工事設計労務単価、建設機械損料算定表等により算出を行っている場合

- ・摘要した資料の写し

見 積 書

会社等名： \_\_\_\_\_

番号	項目番号	項目	単位	数量	単価(円)	金額(円)
42	18 - (17)	構造物等取壊し アスファルト舗装版取壊し (TypeB)	m <sup>3</sup>	16		

内 訳 (16m<sup>3</sup>当り)

区分		名称	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
材料費	主材料							
	消耗材料							
労務費								
機械器具 経費	機械損料							
	機械賃料							
その他								
割掛費								
<b>合計</b>								

《記載上の注意事項》

見積書及び添付資料について、全て通しで項目番号を付する。

「摘要」には、その単価を算出した根拠を記載する。

例) 材料費：NEXCO 東日本単価(H . 月)(P. ) 物価資料(H . 月版)(P. )  
協力会社からの見積(P. ) 取引実績(H . 月)

労務費：公共工事設計労務単価(H . 月) 協力会社からの見積(P. )

機械器具経費：建設機械損料算定表(P. ) リース会社からの見積(P. )

「材料費」には、主材料及び消耗材料を区分し記載する。

「労務費」には、公共工事設計労務単価における「職種」を記載する。

「機械器具経費」には、機械損料及び機械賃料を区分し記載する。

「割掛費」には、割掛対象表の項目に示す内容が当該項目に割掛けられている場合、その費用のうち当該項目分の内容、単価、金額を記載する。

《添付資料》

見積書に記載された価格の根拠を示す次のいずれかの資料(様式自由)

過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合

・過去の類似工事において工事内容が判断出来る a) 契約書類等の写し、b) 施工実態調査に類する歩掛りが判断出来る書類の写し、又は c) 賃金台帳等支払いを証する書類の写し

下請等の取引先からの見積に基づく見積書等の内容である場合

・取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し

その他上記 又は によらず、物価資料等、公共工事設計労務単価、建設機械損料算定表等により算出を行っている場合

・摘要した資料の写し



## 見 積 書

会社等名： \_\_\_\_\_

番号	項目番号	項目	単位	数量	単価(円)	金額(円)
53	19 - (1)	交通規制工 車線規制            ×1×0	回	14		

内 訳 (14回当り)

区分		名称	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
材料費	主材料							
	消耗材料							
労務費								
機械器具 経費	機械損料							
	機械賃料							
その他								
割掛費								
<b>合計</b>								

《記載上の注意事項》

見積書及び添付資料について、全て通して項目番号を付する。

「摘要」には、その単価を算出した根拠を記載する。

例) 材料費：NEXCO 東日本単価(H . 月)(P. ) 物価資料(H . 月版)(P. )  
協力会社からの見積(P. ) 取引実績(H . 月)

労務費：公共工事設計労務単価(H . 月) 協力会社からの見積(P. )

機械器具経費：建設機械損料算定表(P. ) リース会社からの見積(P. )

「材料費」には、主材料及び消耗材料を区分し記載する。

「労務費」には、公共工事設計労務単価における「職種」を記載する。

「機械器具経費」には、機械損料及び機械賃料を区分し記載する。

「割掛費」には、割掛対象表の項目に示す内容が当該項目に割掛けられている場合、その費用のうち当該項目分の内容、単価、金額を記載する。

《添付資料》

見積書に記載された価格の根拠を示す次のいずれかの資料(様式自由)

過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合

- ・過去の類似工事において工事内容が判断出来る a) 契約書類等の写し、b) 施工実態調査に類する歩掛りが判断出来る書類の写し、又は c) 賃金台帳等支払いを証する書類の写し

下請等の取引先からの見積に基づく見積書等の内容である場合

- ・取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し

その他上記 又は によらず、物価資料等、公共工事設計労務単価、建設機械損料算定表等により算出を行っている場合

- ・摘要した資料の写し

## 見 積 書

会社等名： \_\_\_\_\_

番号	項目番号	項目	単位	数量	単価(円)	金額(円)
54	19 - (1)	交通規制工 車線規制            ×1×0	回	1		

内 訳 (1回当たり)

区分		名称	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
材料費	主材料							
	消耗材料							
労務費								
機械器具 経費	機械損料							
	機械賃料							
その他								
割掛費								
<b>合計</b>								

### 《記載上の注意事項》

見積書及び添付資料について、全て通して項目番号を付する。

「摘要」には、その単価を算出した根拠を記載する。

例) 材料費：NEXCO 東日本単価(H . 月)(P. ) 物価資料(H . 月版)(P. )  
協力会社からの見積(P. ) 取引実績(H . 月)

労務費：公共工事設計労務単価(H . 月) 協力会社からの見積(P. )

機械器具経費：建設機械損料算定表(P. ) リース会社からの見積(P. )

「材料費」には、主材料及び消耗材料を区分し記載する。

「労務費」には、公共工事設計労務単価における「職種」を記載する。

「機械器具経費」には、機械損料及び機械賃料を区分し記載する。

「割掛費」には、割掛対象表の項目に示す内容が当該項目に割掛けられている場合、その費用のうち当該項目分の内容、単価、金額を記載する。

### 《添付資料》

見積書に記載された価格の根拠を示す次のいずれかの資料(様式自由)

過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合

- ・過去の類似工事において工事内容が判断出来る a) 契約書類等の写し、b) 施工実態調査に類する歩掛りが判断出来る書類の写し、又は c) 賃金台帳等支払いを証する書類の写し

下請等の取引先からの見積に基づく見積書等の内容である場合

- ・取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し

その他上記 又は によらず、物価資料等、公共工事設計労務単価、建設機械損料算定表等により算出を行っている場合

- ・摘要した資料の写し

見 積 書

会社等名： \_\_\_\_\_

番号	項目番号	項目	単位	数量	単価(円)	金額(円)
55	19 - (1)	交通規制工 車線規制(昼夜連続) ×1×0	回	20		

内 訳 (20回当り)

区分		名称	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
材料費	主材料							
	消耗材料							
労務費								
機械器具 経費	機械損料							
	機械賃料							
その他								
割掛費								
<b>合計</b>								

《記載上の注意事項》

見積書及び添付資料について、全て通して項目番号を付する。

「摘要」には、その単価を算出した根拠を記載する。

例) 材料費：NEXCO 東日本単価(H . 月)(P. ) 物価資料(H . 月版)(P. )  
協力会社からの見積(P. ) 取引実績(H . 月)

労務費：公共工事設計労務単価(H . 月) 協力会社からの見積(P. )

機械器具経費：建設機械損料算定表(P. ) リース会社からの見積(P. )

「材料費」には、主材料及び消耗材料を区分し記載する。

「労務費」には、公共工事設計労務単価における「職種」を記載する。

「機械器具経費」には、機械損料及び機械賃料を区分し記載する。

「割掛費」には、割掛対象表の項目に示す内容が当該項目に割掛けられている場合、その費用のうち当該項目分の内容、単価、金額を記載する。

《添付資料》

見積書に記載された価格の根拠を示す次のいずれかの資料(様式自由)

過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合

- ・過去の類似工事において工事内容が判断出来る a) 契約書類等の写し、b) 施工実態調査に類する歩掛りが判断出来る書類の写し、又は c) 賃金台帳等支払いを証する書類の写し

下請等の取引先からの見積に基づく見積書等の内容である場合

- ・取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し

その他上記 又は によらず、物価資料等、公共工事設計労務単価、建設機械損料算定表等により算出を行っている場合

- ・摘要した資料の写し

見 積 書

会社等名： \_\_\_\_\_

番号	項目番号	項目	単位	数量	単価(円)	金額(円)
56	19 - (1)	交通規制工 車線規制(昼夜連続) ×1×0 (A)	回	2		

内 訳 (2回当り)

区分		名称	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
材料費	主材料							
	消耗材料							
労務費								
機械器具 経費	機械損料							
	機械賃料							
その他								
割掛費								
<b>合計</b>								

《記載上の注意事項》

見積書及び添付資料について、全て通して項目番号を付する。

「摘要」には、その単価を算出した根拠を記載する。

例) 材料費：NEXCO 東日本単価(H . 月)(P. ) 物価資料(H . 月版)(P. )  
協力会社からの見積(P. ) 取引実績(H . 月)

労務費：公共工事設計労務単価(H . 月) 協力会社からの見積(P. )

機械器具経費：建設機械損料算定表(P. ) リース会社からの見積(P. )

「材料費」には、主材料及び消耗材料を区分し記載する。

「労務費」には、公共工事設計労務単価における「職種」を記載する。

「機械器具経費」には、機械損料及び機械賃料を区分し記載する。

「割掛費」には、割掛対象表の項目に示す内容が当該項目に割掛けられている場合、その費用のうち当該項目分の内容、単価、金額を記載する。

《添付資料》

見積書に記載された価格の根拠を示す次のいずれかの資料(様式自由)

過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合

- ・過去の類似工事において工事内容が判断出来る a) 契約書類等の写し、b) 施工実態調査に類する歩掛りが判断出来る書類の写し、又は c) 賃金台帳等支払いを証する書類の写し

下請等の取引先からの見積に基づく見積書等の内容である場合

- ・取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し

その他上記 又は によらず、物価資料等、公共工事設計労務単価、建設機械損料算定表等により算出を行っている場合

- ・摘要した資料の写し

## 見 積 書

会社等名： \_\_\_\_\_

番号	項目番号	項目	単位	数量	単価(円)	金額(円)
57	19 - (1)	交通規制工 車線規制(昼夜連続) ×1×0 (B)	回	2		

内 訳 (2回当り)

区分		名称	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
材料費	主材料							
	消耗材料							
労務費								
機械器具 経費	機械損料							
	機械賃料							
その他								
割掛費								
<b>合計</b>								

### 《記載上の注意事項》

見積書及び添付資料について、全て通して項目番号を付する。

「摘要」には、その単価を算出した根拠を記載する。

例) 材料費：NEXCO 東日本単価(H . 月)(P. ) 物価資料(H . 月版)(P. )  
協力会社からの見積(P. ) 取引実績(H . 月)

労務費：公共工事設計労務単価(H . 月) 協力会社からの見積(P. )

機械器具経費：建設機械損料算定表(P. ) リース会社からの見積(P. )

「材料費」には、主材料及び消耗材料を区分し記載する。

「労務費」には、公共工事設計労務単価における「職種」を記載する。

「機械器具経費」には、機械損料及び機械賃料を区分し記載する。

「割掛費」には、割掛対象表の項目に示す内容が当該項目に割掛けられている場合、その費用のうち当該項目分の内容、単価、金額を記載する。

### 《添付資料》

見積書に記載された価格の根拠を示す次のいずれかの資料(様式自由)

過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合

- ・過去の類似工事において工事内容が判断出来る a) 契約書類等の写し、b) 施工実態調査に類する歩掛りが判断出来る書類の写し、又は c) 賃金台帳等支払いを証する書類の写し

下請等の取引先からの見積に基づく見積書等の内容である場合

- ・取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し

その他上記 又は によらず、物価資料等、公共工事設計労務単価、建設機械損料算定表等により算出を行っている場合

- ・摘要した資料の写し

## 見 積 書

会社等名： \_\_\_\_\_

番号	項目番号	項目	単位	数量	単価(円)	金額(円)
58	19 - (1)	交通規制工 対面通行規制(昼夜連続) ×1 (A)	回	1		

内 訳 (1回当たり)

区分		名称	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
材料費	主材料							
	消耗材料							
労務費								
機械器具 経費	機械損料							
	機械賃料							
その他								
割掛費								
<b>合計</b>								

《記載上の注意事項》

見積書及び添付資料について、全て通して項目番号を付する。

「摘要」には、その単価を算出した根拠を記載する。

例) 材料費：NEXCO 東日本単価(H . 月)(P. ) 物価資料(H . 月版)(P. )  
協力会社からの見積(P. ) 取引実績(H . 月)

労務費：公共工事設計労務単価(H . 月) 協力会社からの見積(P. )

機械器具経費：建設機械損料算定表(P. ) リース会社からの見積(P. )

「材料費」には、主材料及び消耗材料を区分し記載する。

「労務費」には、公共工事設計労務単価における「職種」を記載する。

「機械器具経費」には、機械損料及び機械賃料を区分し記載する。

「割掛費」には、割掛対象表の項目に示す内容が当該項目に割掛けられている場合、その費用のうち当該項目分の内容、単価、金額を記載する。

《添付資料》

見積書に記載された価格の根拠を示す次のいずれかの資料(様式自由)

過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合

- ・過去の類似工事において工事内容が判断出来る a) 契約書類等の写し、b) 施工実態調査に類する歩掛りが判断出来る書類の写し、又は c) 賃金台帳等支払いを証する書類の写し

下請等の取引先からの見積に基づく見積書等の内容である場合

- ・取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し

その他上記 又は によらず、物価資料等、公共工事設計労務単価、建設機械損料算定表等により算出を行っている場合

- ・摘要した資料の写し

見 積 書

会社等名： \_\_\_\_\_

番号	項目番号	項目	単位	数量	単価(円)	金額(円)
59	19 - (1)	交通規制工 対面通行規制(昼夜連続) ×1 (B)	回	42		

内 訳 (42回当り)

区分		名称	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
材料費	主材料							
	消耗材料							
労務費								
機械器具 経費	機械損料							
	機械賃料							
その他								
割掛費								
<b>合計</b>								

《記載上の注意事項》

見積書及び添付資料について、全て通して項目番号を付する。

「摘要」には、その単価を算出した根拠を記載する。

例) 材料費：NEXCO 東日本単価(H . 月)(P. ) 物価資料(H . 月版)(P. )  
協力会社からの見積(P. ) 取引実績(H . 月)

労務費：公共工事設計労務単価(H . 月) 協力会社からの見積(P. )

機械器具経費：建設機械損料算定表(P. ) リース会社からの見積(P. )

「材料費」には、主材料及び消耗材料を区分し記載する。

「労務費」には、公共工事設計労務単価における「職種」を記載する。

「機械器具経費」には、機械損料及び機械賃料を区分し記載する。

「割掛費」には、割掛対象表の項目に示す内容が当該項目に割掛けられている場合、その費用のうち当該項目分の内容、単価、金額を記載する。

《添付資料》

見積書に記載された価格の根拠を示す次のいずれかの資料(様式自由)

過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合

・過去の類似工事において工事内容が判断出来る a) 契約書類等の写し、b) 施工実態調査に類する歩掛りが判断出来る書類の写し、又は c) 賃金台帳等支払いを証する書類の写し

下請等の取引先からの見積に基づく見積書等の内容である場合

・取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し

その他上記 又は によらず、物価資料等、公共工事設計労務単価、建設機械損料算定表等により算出を行っている場合

・摘要した資料の写し

## 見 積 書

会社等名： \_\_\_\_\_

番号	項目番号	項目	単位	数量	単価(円)	金額(円)
60	19 - (1)	交通規制工 対面通行規制(昼夜連続) ×1 (C)	回	1		

内 訳 (1回当り)

区分		名称	規格	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要
材料費	主材料							
	消耗材料							
労務費								
機械器具 経費	機械損料							
	機械賃料							
その他								
割掛費								
<b>合計</b>								

《記載上の注意事項》

見積書及び添付資料について、全て通して項目番号を付する。

「摘要」には、その単価を算出した根拠を記載する。

例) 材料費：NEXCO 東日本単価(H . 月)(P. ) 物価資料(H . 月版)(P. )  
協力会社からの見積(P. ) 取引実績(H . 月)

労務費：公共工事設計労務単価(H . 月) 協力会社からの見積(P. )

機械器具経費：建設機械損料算定表(P. ) リース会社からの見積(P. )

「材料費」には、主材料及び消耗材料を区分し記載する。

「労務費」には、公共工事設計労務単価における「職種」を記載する。

「機械器具経費」には、機械損料及び機械賃料を区分し記載する。

「割掛費」には、割掛対象表の項目に示す内容が当該項目に割掛けられている場合、その費用のうち当該項目分の内容、単価、金額を記載する。

《添付資料》

見積書に記載された価格の根拠を示す次のいずれかの資料(様式自由)

過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合

- ・過去の類似工事において工事内容が判断出来る a) 契約書類等の写し、b) 施工実態調査に類する歩掛りが判断出来る書類の写し、又は c) 賃金台帳等支払いを証する書類の写し

下請等の取引先からの見積に基づく見積書等の内容である場合

- ・取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し

その他上記 又は によらず、物価資料等、公共工事設計労務単価、建設機械損料算定表等により算出を行っている場合

- ・摘要した資料の写し



## 見 積 書

会社等名： \_\_\_\_\_

番号	項目番号	項目	単位	数量	単価（円）	金額（円）
64	特 - (14)	詳細設計 ( )	式	1		

内 訳 (1式当り)

区分	名称	単位	数量	単価（円）	金額（円）	摘要
直接人件費	主任技術者					
	技師 A					
	技師 B					
	技師 C					
	技術員					
直接経費	事務用品費					
	交通費・日当・宿泊費					
	電子計算機使用料等					
	機械器具経費					
	特許使用料、製図費等					
その他原価						
その他						
割掛費						
合計						

《記載上の注意事項》

見積書及び添付資料について、全て通しで項目番号を付する。

「摘要」には、その単価を算出した根拠を記載する。

例) 人件費：公共工事設計労務単価（H . 月）協力会社からの見積（P. ）

材料費：NEXCO 東日本単価（H . 月）（P. ） 物価資料（H . 月版）（P. ）

協力会社からの見積（P. ） 取引実績（H . 月）

機械器具経費：建設機械損料算定表（P. ） リース会社からの見積（P. ）

「人件費」には、公共工事設計労務単価における「職種」を記載する。

「材料費」には、主材料及び消耗材料を区分し記載する。

「機械器具経費」には、機械損料及び機械賃料を区分し記載する。

「割掛費」には、割掛対象表の項目に示す内容が当該項目に割掛けられている場合、その費用のうち当該項目分の内容、単価、金額を記載する。

《添付資料》

見積書に記載された価格の根拠を示す次のいずれかの資料（様式自由）

過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合

- ・過去の類似工事において工事内容が判断出来る a) 契約書類等の写し、b) 施工実態調査に類する歩掛りが判断出来る書類の写し、又は c) 賃金台帳等支払いを証する書類の写し

下請等の取引先からの見積に基づく見積書等の内容である場合

- ・取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し

その他上記 又は によらず、物価資料等、公共工事設計労務単価、建設機械損料算定表等により算出を行っている場合

- ・摘要した資料の写し

見積書（諸経費）

会社等名：\_\_\_\_\_

番号	項目番号	名称	内訳	単位	数量	単価（円）	金額（円）
63		諸経費	a) 共通仮設費（交渉対象）	式	1		
			b) 現場管理費（交渉対象）	式	1		
			c) 一般管理費等（交渉対象外）	式	1		
		諸経費 計(a+b)	式	1			

《記載上の注意事項》

諸経費の共通仮設費及び現場管理費とは、土木工事共通仕様書に記載の内容とする。

見積書の積上げ根拠資料は、入札前価格交渉時に持参するものとする。積上げ根拠様式は、任意とする。

見積書及び添付資料について、全て通しで項目番号を付する。

《添付資料》

見積書に記載された価格の根拠を示す次のいずれかの資料（様式自由）

過去の類似工事に基づく見積書等の内容である場合

- ・過去の類似工事において工事内容が判断出来る a) 契約書類等の写し、b) 施工実態調査に類する歩掛りが判断出来る書類の写し、又は c) 賃金台帳等支払いを証する書類の写し

下請等の取引先からの見積りに基づく見積書等の内容である場合

- ・取引先からの当該工事内容に関する見積書の写し

その他上記 又は によらず、物価資料等、公共工事設計労務単価、建設機械損料算定表等により算出を行っている場合

- ・摘要した資料の写し

単価表の提出について

平成 00 年 00 月 00 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社  
支社長 川添 卓司 殿

郵便番号  
住所  
会社等名  
役職等  
氏名 1

印

工事名) 道央自動車道 千歳川大橋床版取替工事

提出書類  
・単価表

1:「氏名」の欄は、法人代表権者に限定する必要はなく、契約締結権限を有する者(=契約当事者。事業部長・支社長・営業所長など)であれば構いません。

《単価表の提出に係る留意事項》

本工事の第 1 回目の入札に際して、入札者に対する指示書[13]に規定する「単価表」の提出を求める。  
提出された「単価表」を確認し、入札者に対する指示書[13] に該当し、適正な見積が行われていないと判断される場合には、当該入札を無効とすることがある。  
必要に応じて、提出された「単価表」のヒアリングを求めることがある(入札者に対する指示書[13]を参照のこと)。

諸 経 費 内 訳 書

会社等名： \_\_\_\_\_

工事名) 道央自動車道 千歳川大橋床版取替工事

内 訳	金 額 (円)	摘 要
諸 経 費 合 計		
共 通 仮 設 費		交渉対象
現 場 管 理 費		交渉対象
一 般 管 理 費 等		

1:本資料は、入札書と併せて提出するものとする。

2:本資料は、入札時の参考資料であり、契約図書としない。

平成 00 年 00 月 00 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社  
支社長 川添 卓司 殿

郵便番号  
住所  
会社等名  
役職等  
氏名 1

印

### 単価協議後の単価表の提出について

工事名) 道央自動車道 千歳川大橋床版取替工事

入札者に対する指示書[13]又は[23]に示す単価表について、同指示書[26]に基づく単価協議の結果、別添のとおりとしましたのでご確認願います。

ご異議がなければ、当該単価表により同指示書[30]に基づく工事請負契約書を作成し提出します。

以 上

1: 「氏名」の欄は、法人代表権者に限定する必要はなく、契約締結権限を有する者(=契約当事者。事業部長・支店長・営業所長など)であれば構いません。

競争参加資格がないと認めた理由の説明請求書

平成 00 年 00 月 00 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社  
支社長 川添 卓司 殿

郵便番号

住所

電話番号

会社等名

役職等

氏名 1

印

平成 00 年 00 月 00 日付けで通知された、道央自動車道 千歳川大橋床版取替工事に係る技術資料についての審査において、競争参加資格がないと認められた理由について、下記のとおり説明を求めます。

記

1. 工事名

2. 当該案件の公告日

3. 疑問内容

以 上

1: 「氏名」の欄は、法人代表権者に限定する必要はなく、契約締結権限を有する者 (= 契約当事者。事業部長・支店長・営業所長など) であれば構いません。

落札者の決定結果に対する説明請求書

平成 00 年 00 月 00 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社  
支社長 川添 卓司 殿

郵便番号

住所

電話番号

会社等名

役職等

氏名 1

印

平成 00 年 00 月 00 日付で通知された、道央自動車道 千歳川大橋床版取替工事の落札者の決定結果について、下記のとおり説明を求めます。

記

1. 工事名

2. 当該案件の公告日

3. 疑問内容

以 上

1: 「氏名」の欄は、法人代表権者に限定する必要はなく、契約締結権限を有する者(=契約当事者。事業部長・支店長・営業所長など)であれば構いません。

再苦情申立書

平成 00 年 00 月 00 日

東日本高速道路株式会社 北海道支社  
支社長 川添 卓司 殿

1 再苦情申立者の住所氏名

郵便番号

住所

電話番号

会社等名

役職等

氏名 1

印

2 再苦情申立ての対象となる工事名

工事名 道央自動車道 千歳川大橋床版取替工事

3 不服のある事項

4 3の主張の根拠となる事項

1: 「氏名」の欄は、法人代表権者に限定する必要はなく、契約締結権限を有する者(=契約当事者。事業部長・支店長・営業所長など)であれば構いません。